めくれず

裏面白紙

二六

内閣

法理案
甲第二一四號

起案 昭和二十二年十二月 日

閣議決定 昭和二十二年十二月廿一日

昭和 年 月 日行

内閣總理大臣

内閣書記官長

財閥同族支配力排除法の施行に関する総理廳令を別紙のとおり制定することといたしたい。

右決裁を仰ぐ。

何に対する責任の意思表示知いたしたい。
昭和二十二年十二月 日
総理廳官房総務課

内閣法制局御中

総理廳官房総務課
本件は差支えなれども

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣

内閣総理大臣

内閣書記官長

第二一四號

起案 昭和二十二年十二月 日

閣議 昭和 年 月 日

決定 昭和 年 月 日

施行 昭和 年 月 日

財閥同族支配力排除法の施行に関する総理廳令を別紙のとおり制定することとしたいと存じ決裁を仰ぐ。

何に対する貴局の意見を伺承知いたしたい。

昭二十二年十二月 日

総理廳官房総務課長

法制局御中

法制局

総理廳官房総務課長殿

本件は差支なしと認められます。

国立公文書館
National Archives of Japan

総理廳令第七号

財閥同族支配力排除法の施行規則に関する件を次のように定める。

昭和二十二年一月七日

内閣総理大臣

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

財閥同族支配力排除法の施行に関する件

第一條　財閥同族支配力排除法（以下法という。）第二條第一項の規定により血族、姻族その他これに準ずる関係に基く区分を別表第一の通り指定する。

第二條　法第二條第二項及び第三項の規定により財閥直係会社、財閥準直係会社及び財閥傍系会社を夫々別表第二、別表第三及び別表第四の通り指定する。

第三條　法第四條第一項の規定により制限会社を別表第五の通り指定する。

第四條　法第六條第一項又は第七條第一項の規定により財閥関係役員でない旨の承認の申請をしようとする者は、申請理由書、附属書類（証拠書類等を含む。以下同じ。）に添え、別記様式(一)により個人調査書を提出しなければならない。

法第八條の規定により申請をしようとする者は、申請理由書及び附属書類に添えその申請に係る者につき別記様式(一)の個人調査書を提出しなければならない。

前二項の申請書類には、副本（附属書類の写を含む。）三通（和文一通英文二通）を添附しなければならない。

第五條　法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項ない至第四項の規定により提出された申請に対する内閣総理大臣の承認又は不承認の決定は、本人に対する通知でこれを行う。

内閣総理大臣は、法第六條第二項又は第七條第二項の規定により本人が財閥関係役員でない旨を決定したときは、その者に対し別記様式(二)の確認書を交付し、又、財閥関係役員であることを決定したときは、その者に対し別記様式(三)の不適確通知書を交付する。

第六條　第四條第一項及び第三項並びに第五條第一項の規定は訴願にこれを準用する。

附則

この命令は、公布の日からこれを施行する。

めくれず

国立公文書館
National Archives of Japan

別表第一

一、三井系

三井高公　三井高長　三井高大　三井高陽　三井高修　三井高遂

二、三菱系

岩崎久弥　岩崎忠雄　岩崎彦弥太　岩崎峯彌　岩崎恒彌　岩崎子彌

三、住友系

住友吉左衛門　住友元夫

四、安田系

安田善五郎　安田新五郎　安田順子

五、日産系

鮎川義介

六、大倉系

大倉喜七郎

七、古河系

古河従順

八、淺野系

淺野總一郎　淺野三良

九、富士系

中島知久平　中島喜代一　中島門吉

十、西野村系

野村文英

安田雄　安田孝一郎　安田彦太郎　安田良吉　安田善八郎

大倉彦一郎　大倉喜雄

中川末吉

淺野八郎　淺野義夫

中島乙彦平　中島忠平

野村康三　野村元五郎

三井高孟　故三井高光相続人

岩崎叔子

住友義輝　住友亀一

安田武衛

岩崎勝太郎　岩崎康彌　岩崎八穂彌

内閣

別表第二

三井系

北海道炭鑛汽船
三井物産株式会社
三井不動産株式会社
三井銀行
三井本社（三井合名、総元方及び三井同族会を含む）
三井化学工業株式会社
三井軽金属株式会社
三井鉱山株式会社
三井木材工業株式会社
三井農林株式会社
三井精機工業株式会社
三井生命保険株式会社
三井船舶
三井信託
三井倉庫（東神倉庫を含む）
三井油脂化学工業
三井造船

計二十三社

三菱系

三菱電機株式会社
三菱銀行
三菱本社（三菱合資及び株式会社三菱社を含む）
三菱重工業
日本製粉
三機工業
大正海上火災保険
東洋高圧工業株式会社
東洋棉花株式会社
東洋レーヨン
三菱製鋼
三菱石油株式会社
三菱信託株式会社
三菱商事株式会社
三菱倉庫株式会社

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

三菱地所株式会社
三菱化成工業株式会社
三菱汽船株式会社
三菱鉱業株式会社
計十五社

三、住友系

扶桑金属工業株式会社
日本電氣株式会社
日本建設産業株式会社
日新化学工業株式会社
井華鉱業株式会社
四國機械工業株式会社
住友アルミニウム製錬株式会社
計十四社

四、安田系

安田銀行
安田保善社
安田生命株式会社
計五社

五、日産系

滿洲投資証券株式会社（日本産業株式会社及び株式会社滿洲重工業株式会社を含む）
日本アルミニウム株式会社
日本建鉄工業株式会社
住友電氣工業株式会社
住友銀行
住友本社（住友同族会を含む）
住友海上火災保險株式会社（扶桑海上火災を含む）
住友生命保險株式会社
住友信託株式会社
住友倉庫株式会社
安田火災海上保險株式会社
安田信託株式会社

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

六、大倉系　株式会社
大倉鉱業株式会社（合名会社大倉組を含む。）

七、古河系
古河鉱業株式会社
計一社

八、浅野系
浅野本社
計一社

九、富士系
富士瓦斯紡績株式会社
計一社

十、野村系
野村合名
計一社

日産化学工業株式会社

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別表第三

三井系

東洋・強・野本井州來鮮
泉洋・合・人木台タレ
大洋・成・洋端成ンー
上海・紡・沖メ石遠燃カヨ
三工興・績・ン溶遠料ーン
小菱・運株式会社脂ト株式会社
東洋・株式会社
泉工・株式会社
東洋・株式会社
東洋・株式会社
東洋

駱別炭鉱鉄道株式会社	東山商業株式会社	
小計 十二社		
三 住友系		
安東軽金属株式会社	朝鮮住友軽金属株式会社	
満洲軽合金工業株式会社	満洲住友金属工業株式会社	
日本カーバイト工業株式会社	日本化工材工業株式会社	
日本パイプ製造株式会社	大阪金属工業株式会社	
大阪住友海上火災株式会社	住友共同電力株式会社	
辺堂特殊製鋼株式会社	筑紫工業株式会社	
小計 十二社		
四 安田系		
帝國製絹株式会社	東京建物株式会社	
東洋汽船株式会社	安田興業株式会社	
安田倉庫株式会社		
小計 五社		
五 日產系		
阜新炭鉱株式会社	満洲工廠KK株式会社	
満洲飛行機株式会社	満洲自動車株式会社	
満洲重機株式会社	満洲軽金属製造株式会社	
満洲鉱山株式会社	満洲マグネシウム株式会社	
満洲製鉄株式会社	満洲炭鉱株式会社	

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

密山炭鉱
日本水産
日本造船
龍烟鉄鉱 株式会社
鶴岡炭鉱 株式会社
小計 十九社

六 大倉系
内外通商 株式会社
大成建設 株式会社
小計 三社

七 古河系
旭電化工業 株式会社
日本亜鉛鑛業 株式会社
朝日鉱金鑛 株式会社
小計 五社

八 浅野系
浅野物産 株式会社
日本鋼管 株式会社
小倉製鋼 株式会社
小計 五社

九 富士系
千歳鉱山 株式会社
小計 二社

南方日本鉱業 株式会社
日本炭鉱 株式会社
日産重工業 株式会社
西安炭鉱 株式会社

大倉事業 株式会社

古河電氣工業 株式会社
帝國生命保險 株式会社

共同工業 株式会社
日本セメント 株式会社

瑞穂産業 株式会社

裏面白紙

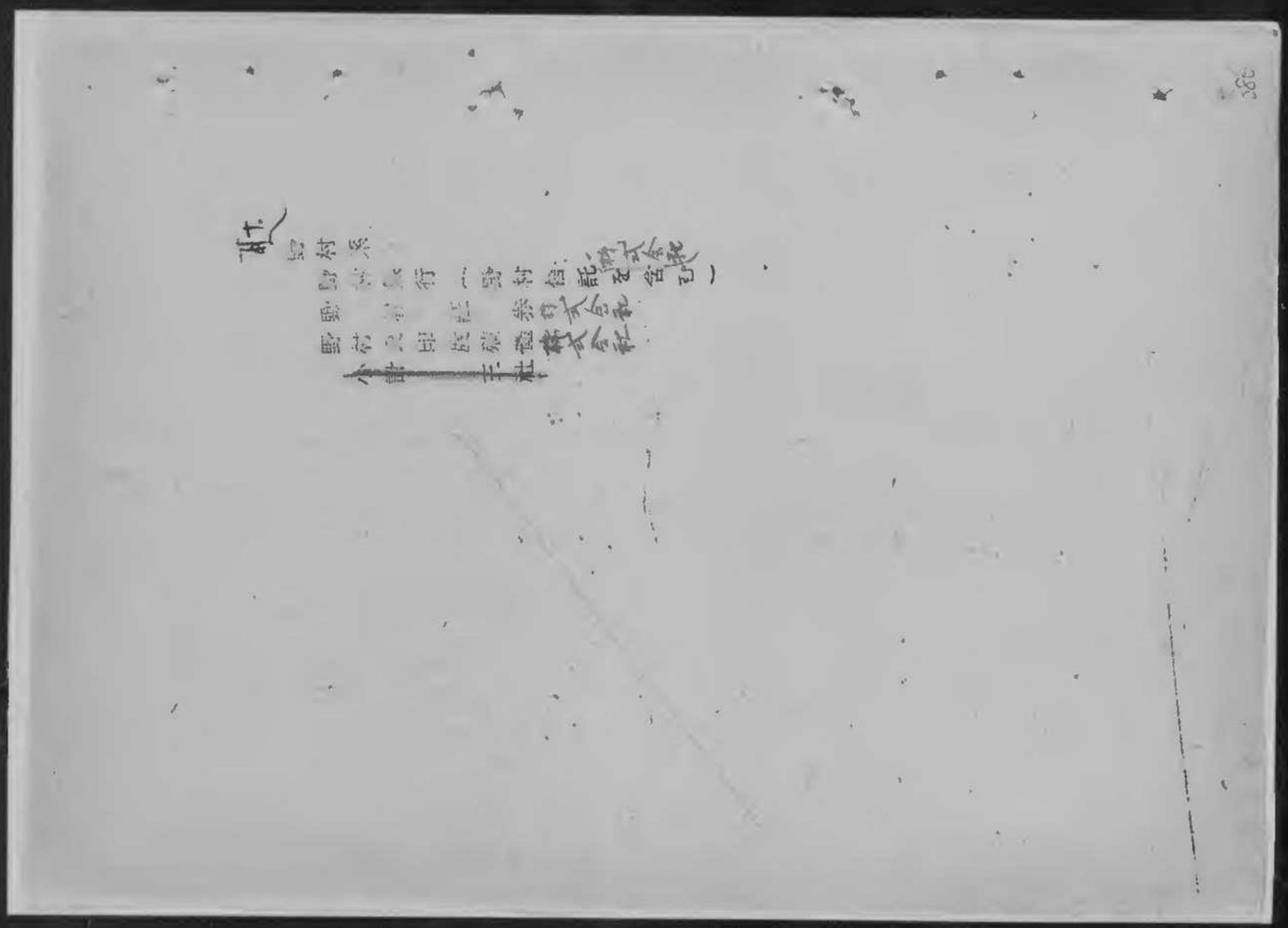

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別表第四

三井系

中興炭鑛株式会社　周防子水銀株式会社
大東紡織株式会社　太平洋炭鑛株式会社
永瀧化学工業株式会社　東亜鑛業株式会社
北海道石炭鑛株式会社　東洋護謨加工株式会社
三成鉱業株式会社　山門炭鑛株式会社

計　十一社

三菱系

朝鮮無煙炭株式会社　三菱マグネシウム株式会社
大汶口炭鑛株式会社　日本アルミニウム工業株式会社
江戸川工業所　日本穀産工業株式会社
函館埠頭倉庫株式会社　日新火災海上保険株式会社
上海三菱倉庫株式会社　鹿島製鉄株式会社

計　十社

住友系

安立電機株式会社　日本通信工業株式会社
朝日金属精工株式会社　理研金属株式会社
別府化学工業株式会社　住友ボルネオ殖産株式会社
満洲通信機株式会社　東北金属工業株式会社
日本電気精器株式会社　東洋感光工業株式会社
日本板硝子株式会社　東洋通信機株式会社

計　十二社

387

裏面白紙

四 安田系

康德不動產株式會社
滿日亞麻紡織株式會社
計 二 社

五 日產系

朝鮮日產化學工業株式會社
本溪湖特殊鋼株式會社
鴨綠江水力株式會社
滿洲輕金屬工業株式會社
滿洲工作機械株式會社
日產液体燃料株式會社
日產火災海上保險株式會社
日產汽船株式會社
日產農林工業株式會社
日產生命保險株式會社
計 二十一 社

六 大倉系

中央工業株式會社
本溪湖煤鐵株式會社
滿洲輕金屬工業株式會社
滿洲工作機械株式會社
日產液体燃料株式會社
日產火災海上保險株式會社
日產汽船株式會社
日產農林工業株式會社
日產生命保險株式會社
計 二十一 社

日本紙業株式會社
帝國航空機工業株式會社
滿洲山光電氣株式會社
滿洲石炭工業株式會社
南滿化成工業株式會社
興業炭鑛株式會社
日產鐵鑛株式會社
日本電子工業株式會社
日本証券投資株式會社
日產生命株式會社
日東食料工業株式會社
山陰工業株式會社
大南化學工業株式會社
台灣化學工業株式會社
札幌炭鑛株式會社

滿洲大倉商業株式會社
大倉火災海上保險株式會社

388

裏面白紙

古河系

大日電線株式会社

富士電機製造株式会社

古河鉱業株式会社

関東酸化工業株式会社

第七社

浅野系

小倉染港株式会社

第二社

富士系

興和紡績株式会社

第二社

野村系

日東工業株式会社

野村建設工業株式会社

野村証券株式会社

日本電信電話株式会社

大正鉱業株式会社

横浜護謨製造株式会社

日本興業鉱業株式会社

中島産業株式会社

[illegible]株式会社

野村合資保険株式会社

東洋製紙工業株式会社

裏面白紙

別表第五

ア三井系

安全索道株式会社
朝鮮大同製鋼株式会社
朝鮮林業開発株式会社
中華煙草株式会社
北海船舶株式会社
北鮮産業株式会社
化研生薬株式会社
小倉殖産興業株式会社
丸善石油株式会社
宗像産業株式会社
朝鮮アルミニユム製造所、
日本ゴム工業株式会社
日本試験工業株式会社
日本樟脳株式会社
三亜興業株式会社
三隣無煙炭株式会社
昭和整毛株式会社
帝國化学工業株式会社
東亜塩業株式会社
トヨダ自動車工業株式会社
青島水道株式会社
朝鮮生糸株式会社
朝鮮煙草興業株式会社
大日本セルロイド株式会社
北海食品興業株式会社
海洲興業開発株式会社
川崎埠頭株式会社
満洲石油株式会社
松島炭鉱株式会社
南國煙草株式会社
日配樂煙株式会社
日本金属工業株式会社
日本商事株式会社
日新金属工業株式会社
山東電化株式会社
台湾硫安株式会社
東亜電気製鉄株式会社
東亜製茶株式会社
東洋合成工業株式会社
東洋汽罐株式会社

390

裏面白紙

東洋編織株式会社　東洋オーチスエレベーター株式会社
東洋マヤリア工業株式会社　夕張製作所、
東洋商工株式会社

小計　四十五社

三菱系

東牧、場、不二産業株式会社
鳳敦産業株式会社　小岩井農牧株式会社
麻徳吉組株式会社　光村原色版印刷所、
三五、公司、　タワオ産業株式会社
若松築港株式会社

小計　九社、

住友系

アマソニヤ産業株式会社　大日本鉱業株式会社
土肥鉱業株式会社　北支産金株式会社
熱河螢石鉱業株式会社　宮崎木材工業株式会社
新大阪ホテル、　帝國圧縮瓦斯株式会社

小計　八社

安田系

長府船渠株式会社　中國鉄道株式会社
福岡銀行株式会社　九州電氣交通株式会社
日動火災海上保険株式会社　日本貯蓄銀行株式会社
日本曹化燃料株式会社　日本光学工業株式会社

391

裏面白紙

日本ブラグ工業株式会社
大垣共立銀行株式会社
四國銀行株式会社
帝國ピストリング株式会社

小計 十六社

日本理化工業株式会社
岡谷無線株式会社
高雄製鉄株式会社
東洋内燃機株式会社

五日産系

大同鮮バリウム工業株式会社
北海運輸株式会社
北支水産農業株式会社
豊火化学興業株式会社
樺太海洋漁業株式会社
抗火石工業株式会社
滿洲藤倉工業株式会社
滿洲日産化学工業株式会社
日本活性白土株式会社
日産土地証券株式会社
日本産業株式会社
小田東曹株式会社
対正港運株式会社
大東流株式会社
台湾油脂株式会社
東滿兵材株式会社

小計 二十三社

中國食油公司
平戸水産相互株式会社
北海食用油脂株式会社
本斗魚糧株式会社
関西硫酸株式会社
樺太水産化学工業株式会社
抗州畜産興業組合株式会社
滿洲機械株式会社
日本塗料工業株式会社
日産石鹸株式会社
日産化学機械株式会社
王子星産業株式会社
上海化学工業株式会社
台湾油脂肥料株式会社
特許洗剤株式会社

312

裏面白紙

六 大倉系

赤倉帝國ホテル
華天大倉ビルヂング株式会社
汽車製造株式会社
日本皮革株式会社
日本製靴株式会社
日新電化株式会社
大浜炭鉱株式会社
大倉スマトラ農場
山西産業株式会社
帝國ホテル
東京湾土地株式会社
鶴寿製糸株式会社
小計 二十四社

七 古河系

千代田火災海上保険株式会社
千代田電線株式会社
茅沼炭化鉱業株式会社
戰線鉱業株式会社
山一炭鉱株式会社
小計 八社

八 浅野系

関東電氣工業株式会社
関東電力興業株式会社
鍋山道株式会社
東亞化学株式会社
山二電機株式会社
東亞燈寶工業株式会社
小計 二十一社

川崎系

奈ホテル
無限製材株式会社
日本自動車株式会社
西戸崎炭鉱株式会社
日清製油株式会社
大倉ビルヂング株式会社
大湊興業株式会社
山西炭鉱株式会社
常磐炭鉱株式会社
豆満江林業株式会社
吉浦運送株式会社

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]系

[illegible]製作所

秩父物産株式会社
大間製紙株式会社
海老原車体工業株式会社
[illegible]沢[illegible]工業株式会社
[illegible]名産業株式会社
宝珠山鉱業株式会社
加賀産業株式会社
[illegible]崎産業株式会社

[illegible]製作所

[illegible]鉄工所

[illegible]ノ二製二所

三鷹物産株式会社
中島精密鍛造株式会社
七尾産業株式会社
日本金属精工株式会社
大阪鍛造株式会社
小沢物産株式会社
三泰航空工業株式会社
昭和製瓦株式会社

[illegible]製作所

足利製作所
大同金属工業株式会社
大府産業株式会社
富士水産株式会社
原田製作所
平田紡績株式会社
茨城精工株式会社
金沢産業株式会社
桐生製氷冷凍化工業株式会社
小平産業株式会社
熊谷工業株式会社
増田精機株式会社
中島瓦斯株式会社
中七木綿株式会社
日本ハーライト株式会社
大野製鉄株式会社
太田興業株式会社
両毛産業株式会社
住[illegible]鉄工所
昭和鋼機株式会社
昭和鉄工株式会社

裏面白紙

田口産業株式会社
太陽産業株式会社
多摩産業株式会社
田中六ガラス株式会社
[illegible]製作所
[illegible]製作所
[illegible]製作所
山田興業株式会社
山形産業株式会社
小計 六十社

太竹田産業株式会社
田中航空機器製作所
箇林産業株式会社
東京中島電氣株式会社
東亜瓦斯株式会社
矢島産業株式会社
大和産業株式会社
米沢産業株式会社
三菱株式会社
大[illegible]株式会社

支那系
[illegible]ヤツ製造所
明治製革株式会社
野村製鋼株式会社
昭和特殊製鋼株式会社
スタンダード乳株式会社
小計 十社

玄界興業株式会社
日本中空鋼株式会社
ヌベルカレドニヤ鉱業株式会社
ジンガポール野村商店
ヤマトゴム化工株式会社

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙様式(一)

個人調査書（業務）

一、姓名（振仮名をつけること）
二、従来使用し又は一般に通用している他の名称（通称、雅名等）
三、生年月日（年令数え年）
四、出生地（都道府県）
五、現住所（略記しないこと）及び電話番号
六、本籍地（略記しないこと）
七、現に保有し又は就こうとする財閥、制限、従属又は関係会社における
　　（一）会社の名称及び商号（昭和二十年九月二日以降商号変更があつた場合は旧商号を含む。）
　　（二）財閥会社、制限会社、従属会社又は関係会社の区分（財閥会社の場合には更に持株会社、準直接会社又は傍系会社の区分）
　　（三）地位
　　（四）就任の予定日
　　（五）申請の場合には留任期間をも記入すること
八、前項の他本人の保有するすべての身分及び職業
九、財産として指定者との親族関係
　　（一）関係の有無及び有りとすればその詳細
　　（二）指定者が指定された日においては指定者と同一戸籍内にありしことの有無

396

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二
十三

DD

羽岡又は財政部門ゆゑ証の調査した事実の有無。

不明箇所は不明箇所の有無。

署名及び公印の有無

私はこの調査書の記載が真実であり且つ完全であることを確言する。又、私は この調査書の重要な事項について、虚偽又は、事実を かくした 記載が あるときは、就業規則を適用し 即時解雇されることを 諒承して 署名 なつ印。

署名

398

裏面白紙

別記様式に確認書様式

第　号

確　認　書

住　所

氏　名

生年月日

右の者は、財閥同族支配力排除法第六條（又は第七條）の規定により提出された申請書により調査したところ、同法第三條の財閥関係役員に該当しない者であることを確認する。

年　月　日

内閣総理大臣

3.17

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別記様式(三)不適格通知書

第　号

不適格通知書

住所

氏名

生年月日

右の者は賤隷同族支配力排除法第六條(又は第七條)の規定により提出した申請書により審査をしたところ同法第三條の賤隷関係役員に該当する者であると決定したので通知する。

年　月　日

内閣総理大臣

400

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

財閥同族支配力排除法案

401

国立公文書館
National Archives of Japan

財閥同族支配力排除法

第一章　総則

第一條　この法律は、財閥の事業の形成維持に有力な寄與をした人的結合を切り離し、以て民主的で健全な経済の発達を促進することを目的とする。

第二條　この法律において財閥とは、この法律施行の日において現に持株会社整理委員会令第一條第一項の規定による指定者の指定を受けている個人につき内閣総理大臣が血族、姻族その他これに準ずる関係に基き指定する区分に従い、その同一区分に属する者の群をいう。

この法律において財閥会社とは(イ)昭和二十年九月二日において資本金額が千万円を超える会社で、ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額がその資本金額の三割を超えるもの(ロ)ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額が千万円を超える会社(但し、(イ)及び(ロ)に関し事実

上財閥に支配されたものでないとみなされるものについては指定に当りこれを除外するものとする。）

（ハ）その他財閥の事業の形成維持に有力な寄與をし又は財閥の経済的支配力の行使に有力な手段となつていたものとして内閣総理大臣が指定する法人その他團体をいう。

前項の財閥会社は、内閣総理大臣が各会社の沿革、事業の規模、各財閥の経済的支配の程度等についての差異に基く区分により、財閥直系会社、財閥準直系会社又は財閥傍系会社としてこれを指定する。

この法律において制限会社とは、昭和二十年勅令第六百五十七号（会社の解散の制限等に関する勅令）第一條ノ二に規定する指定会社をいう。

この法律において従属会社及び関係会社とは、昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する勅令）第一條に規定する従属会社及び関係会社をいう。

この法律において役員とは、取締役、業務執行社員、監査役及びその他顧問、相談役等名称の如何にかゝわらずこれらの職と同等以上の権限又は支配力を有する職に在る者をいう。

第三條　この法律において財閥関係役員とは、財閥会社の役員でその任免が当該財閥の支配下に在り且つ当該財閥の利益を代表して当該会社の重要な業務の運営に参加していたものをいう。

前項の財閥関係役員とは左の各号の一に該当する者とする。但し、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに基き、財閥関係役員に該当しない者として承認した者を除く。

一　昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員の職に在つた者

二　財閥会社の発行に係る株式について昭和二十年勅令第五百六十七号第四條第四項（同令第十七條において準用する場合を含む。）若しくは持株会社整理委員会令第十條第三項の規定による議決権の行使の委任又は同條第一項若しくは第二項の規定による譲渡がなされた日までの間において、その株式を発行した財閥直系会社に議決権の行使の委任又は譲渡があつた場合において昭和二十年九月三日以後最初役員の職又は財閥準直系会社若しくは財閥傍系会社の常務取締役若しくはこれと同等以上の権限若しくは支配力を有する職に在つた者

第二章　財閥同籍者

第四條　財閥に属する者が持株会社整理委員会令第一條第一項の規定による指定を受けた際現にその者と同一戸籍内に在つた者（以下財閥同籍者という。）で、この法律施行の際現にいずれかの財閥について内閣総理大臣の指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際現にこれらの会社の従属会社若しくは関係会社となつている会社の役員の職に在るものは、この法律施行の日から三十日以内にその職を辞さなければならない。その期間内に職を辞さない場合においては、三十一日目にその職を失う。

前項の場合において業務執行社員の職に在る者は、業務執行権を有しない無限責任社員となるものとする。

財閥同籍者は、この法律施行の日から十年間は、第一項の会社の役員の職に就き、又は同項の会社の役員の職に属する行爲をしてはならない。

商法第二百五十八條第一項（これを準用する場合を含む。）の規定は、辞任又は任期の満了に因り財閥同籍者が第一項の会社の役員の職を退いた場合には、これを適用しない。

第三章　財閥関係役員

第五條　財閥関係役員は、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつている会社の役員の職に在る場合においては、第六條第一項若しくは第七條第一項の規定により承認の申請をしないときは、この法律施行の日から三十日以内に、又かかる承認の申請をして同項の規定により内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者として通知を受けたときは、その通知を受けた日から三十日以内にその職を辞さなければならない。その期間内に職を辞さない場合においては三十一日目にその職を失う。

財閥関係役員は、この法律施行の日から十年間は、前項に規定する会社の役員の職に就き、又はこれ等の会社の役員の職に属する行爲をしてはならない。

国立公文書館
National Archives of Japan

前條第二項及び第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第六條　第三條第二項各号に掲げる者で左の各号の一に該当する事由があることの明確な証拠を提出し得る者は、証拠書類を附し内閣総理大臣に対し財閥関係役員でないことの承認を申請することができる。

一　昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員の職に在つた期間において、当該会社が当該財閥に属する者又は当該財閥について指定のあつた財閥会社の支配に属していなかつたこと

二　本人の役員としての就任事情又はその職務の執行の実情より見て本人を財閥関係役員とみなすことが明かに不当であると認められること

内閣総理大臣は前項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者で、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつている会社の役員の職に在

る者が、同項の申請をしようとする場合は、この法律施行の日から三十日以内にこれをしなければならない。

第七條　前條第一項の規定による外第三條第二項第一号に該当する者で財閥準直系会社の常務取締役若しくはこれと同等以上の権限若しくは支配力を有する役員以外の役員の職又は財閥傍系会社の最高代表役員以外の役員の職にあつた者、及び同項第二号に該当する者は、左の各号に掲げる事由が総て（同項第二号に規定するものについては第三号を除く。）備わることを理由として財閥関係役員に該当しないことについての内閣総理大臣の承認の申請をすることが出來る。

一　当該財閥に属する者又はその同籍者の配偶者又は親子兄弟姉妹若しくはこれらの者の配偶者でないこと

二　当該役員の職に就任するために予め当該財閥又は当該財閥の財閥直系会社の承認を必要とする旨の取極のなかつたこと又は取極のない場合においてその承認を受けていなかつたこと

405

国立公文書館
National Archives of Japan

三　財閥傍系会社の役員の職に在つた者については常務取締役、財閥傍系会社の役員の職に在つた者については最高代表役員と同等以上の権限又は支配力を事実上有していなかつたこと

四　当該財閥の財閥会社の役員の職を同時に四以上兼ねていなかつたこと

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者が同項及び前條に規定する事由による申請の双方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

第八條　第四條第一項又は第五條第一項の規定により会社を代表する権限を有する役員の全員がその職を去ることとなる場合において必要があるときは、関係の会社は、当該役員の過半数の同意をもつてその職を退くこととなる役員のうち一人を選び、この法律施行の日から六箇月以内の期間を定め、一時その職に留まらせることについて、内閣総理大臣に対し、その承認を申請することができる。

前項に規定する場合の外、関係の会社が、國民経済の復興上必要な場合その運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者について、内閣総理大臣に対し、一年を超えない期間を限つて、役員の職に留まらせることについての承認を申請することができる。

前項の規定により留任を承認された者の勤務する会社の承継会社が設立された場合、当該承継会社が國民経済の復興上必要であり、又その者がその運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者であるときは、関係の会社は、内閣総理大臣に対し、その者が留任を許可された期間内に限り、当該承継会社の役員の職に就くことの承認を申請することができる。

財閥関係役員は、内閣総理大臣に対し一年を超えない期間を限り清算中の会社の清算人の職に留り、又は就くことについての承認を申請することができる。但し特に必要があるときは、期間の更新を申請することができる。

内閣総理大臣は、前四項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その結果

国立公文書館
National Archives of Japan

に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の場合において、当該申請に係る役員について、承認の処分があつた場合においてはその者はその承認のあつた期間、なおその職に留まることができるものとし、又、不承認の処分があつた場合においてはその者はその旨の通知があるまでの間、なおその職に留まるものとする。

第九條　第四條又は第五條の規定の適用に当つては第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社の承継会社は、これ等の規定に規定する会社と見なす但しこれ等の規定により役員の職を辞さなければならない期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日（又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日）の通知を受けた日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により指定のあつた日から三十一日目とする。

この法律で承継会社とは、財閥関係役員審査委員会が、前項に規定する会社の出資の状況並びに当該会社の営業、資産、取引先及び役職員の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と実質的に同一なものとして決定したものについて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社から出資を受け、又はその営業の全部若しくは一部の譲渡を受けた会社は、この法律施行の日から三十日以内、又この法律施行の日以後あらたに出資を受け又は営業の譲渡を受けた会社についてはこれ等の行為のあつた日から三十日以内に、前項の規定による指定についての申請をしなければならない。

顧問、相談役、参與その他役員なることを疑わしめる名称を受けた者は、第四條及び第五條の規定の適用については、これを会社の役員の職に就いたものとみなす。

第十條　第二條第三項及び第三項の規定による指定に関し指定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは利害関係人は、明確な証拠書類を附し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に対し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合はこれを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第三項の規定の適用については、各々同條同項中この法律施行の日とあるのを第十條第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読み替えるものとする。

に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第二項の場合において、当該申請に係る役員について、承認の処分があつた場合においてはその者はその承認のあつた期間、なおその職に留まることができるものとし、又、不承認の処分があつた場合においてはその者はその旨の通知があるまでの間、なおその職に留まるものとする。

第九條　第四條又は第五條の規定の適用に当つては第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社の承継会社は、これ等の規定に規定する会社と見なす但しこれ等の規定により役員の職を辞さなければならない期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日（又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日）の通知を受けた日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により指定のあつた日から三十一日目とする。

この法律で承継会社とは、財閥関係役員審査委員会が、同項に規定する会社の出資の状況並びに当該会社の営業、資産、取引先及び役職員の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と実質的に同一なもの（前）

第四章　財閥関係役員審査委員会

第十一條　内閣総理大臣の所轄の下に財閥関係役員審査委員会を設置する。

第十二條　財閥関係役員審査委員会は、左に掲げる事項に関する審査を行う。

一　第六條第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請

国立公文書館
National Archives of Japan

二　第七條第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請

三　第八條第一項乃至第四項の規定による留任又は就任の申請

四　第十條第二項の規定による指定の取消又は変更の申請

第十三條　内閣総理大臣は、前條各号に掲げる申請を受理したときは、直ちに、これを財閥関係役員審査委員会に送付しなければならない。

第十四條　内閣総理大臣は、財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

第十五條　財閥関係役員審査委員会は、その審査の権限に属するものを審査し、申請の送付を受けた日から三週間以内（第八條第一項による申請については五日以内）にその経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。但し内閣総理大臣は、必要あるときは、委員会の要求に應じ前項の期間を期間を限つて延長することができる。

第十六條　内閣総理大臣は、前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間以内（第八條第一項による申請については二日以内）に申請の承認若しくは不承認の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第十七條　委員会は、委員九人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は、委員会の決定に加わることわできない。

第十八條　委員長は、委員において互選する。

委員及び臨時委員は、内閣においてこれを命ずる。

第十九條　財閥関係役員審査委員会は、委員長及び委員を併せて七人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

委員会の議事は、委員長を含め出席委員の過半数をもつてこれを決する。

可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第二十条　委員長、委員及び臨時委員は、委員会の審査に関しては、これを外部に漏らしてわならない。

第二十一条　財閥関係役員審査委員会に事務局を置く。

事務局は、委員会の庶務を整理する。

事務局に政令の定めるところにより所要の職員を置く。

第二十二条　審査の手続その他委員会の事務に関して必要な事項は委員長がこれを定める。

第五章　訴願

第二十三条　左に掲げる者は、その決定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、内閣総理大臣に決定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

一　第六条第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

二　第七条第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

三　第八条第一項ないし第四項の規定により留任（又は就任）を申請して却下せられた者

第九条第二項の規定による指定に関し、その指定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、利害関係人は、内閣総理大臣に指定が あつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

第二十四条　財閥関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ充分な理由役員再審査委員会に送付しなければならない。

第二十五条　財閥関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ充分な理由があるか否かを決定し二週間以内にその経過を意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第十四条五但書の規定は、これを前項の場合に準用する。

第二十六条　内閣総理大臣は、前条に規定する報告を受理したときは、速かに再審査の申請の却下又は財閥関係役員審査委員会への差戻の決定を行い、これに基いて夫々必要な措置をとらなければならない。

第二十七条　財閥関係役員審査委員会は、前条の規定により内閣総理大臣から再審査の請求を受けたときは、二週間以内にこれを再審査し、その経過を意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

前項の場合において、財閥関係役員再審査委員会委員は、財閥関係役員審査委員会に出席し、且つその決定に参加することができる。

国立公文書館
National Archives of Japan

第二十条　委員長、委員及び臨時委員は、委員会の審査に関しては、これを外部に漏らしてわならない。

第二十一条　財閥関係役員審査委員会に事務局を置く。

事務局は、委員会の庶務を整理する。

事務局に政令の定めるところにより所要の職員を置く。

第二十二条　審査の手続その他委員会の事務に関して必要な事項は委員長がこれを定める。

第五章　訴願

第二十三条　左に掲げる者は、その決定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、内閣総理大臣に決定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

一　第六条第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

二　第六条第二項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

第二十四条　内閣総理大臣は、前条の規定による再審査の申請を受理したときは、直ちにこれを財閥関係役員再審査委員会に送付しなければならない。

第二十五条　財閥関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ充分な理由があるか否かを決定し二週間以内にその経過を意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第十四条但書の規定は、これを前項の場合に準用する。

第二十六条　内閣総理大臣は、前条に規定する報告を受理したときは、速かに再審査の申請の却下又は財閥関係役員審査委員会への差戻の決定を行い、これに基いて夫々必要な措置をとらなければならない。

第二十七条　財閥関係役員審査委員会は、前条の規定により内閣総理大臣から再審査の請求を受けたときは、二週間以内にこれを再審査し、その経過を意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

前項の場合において、財閥関係役員再審査委員会委員は、財閥関係役員審査委員会に出席し、且つその決定に参加することができる。

国立公文書館
National Archives of Japan

第十四条但書の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十八条　内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の報告を受けたときは、一週間以内に前回の決定の取消又は再審査の申請の却下の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第二十九条　内閣総理大臣の所轄の下に、財閥関係役員再審査委員会を設置する。

再審査委員会は、委員七人以内でこれを組織する。

再審査委員会は、委員長及び委員を併せて五人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第二十条、第十四条、第十六条第二項、第十七条、第十八条第二項及び第三項、第二十九条ない至第二十条の規定は、財閥関係役員再審査委員会にこれを準用する。

第六章　罰則

第三十一条　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一　第四條第三項の規定に違反した者

二　第五條第二項の規定に違反した者

三　第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項ない至第四項又は第二十三條の規定による申請をした者でその申請につき虚偽又は事実をかくした申立をなした者

四　第九條第三項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

五　第十二條の規定により資料の提出又は事実の説明を求められこれに應じないか、又は虚偽若しくは事実をかくして申立をなした者

前項の罪を犯した者は、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附　則

この法律は公布の日からこれを施行する。

持株会社整理委員会令の一部を次のように改める。

第十條に次の一項を加える。

国立公文書館
National Archives of Japan

前二項ノ規定ハ、財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及ビ其ノ指定アリタル際現ニ其ノ指定者ト同一戸籍内ニ在リタル者ノ總テノ者ガ同法第五條ニ規定スル會社ノ株式其ノ他ノ出資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ付之ヲ準用ス。

理由

財閥の事業の形成維持に有力な寄與をした人的結合を切り離し、以て民主的で健全な經濟の発達を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

官報付録(二)

別表第一

[illegible]に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別紙ノ如ク一部ニ、マヒ一般ニ適用ニ、いるを適用したるに
三重ヨリ不二度事を不二工書い改める。

外務省

413

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和三十二年一月十日上申

総理府令第七号財閥同族支配力排除法施行規則中左の通り訂正いたした。

一、別表第一の四中

安田章衛を安田武夫とする。

「理由」、安田章衛は昭和二十二年七月十一日死亡し、同年八月七日附その相続人たる安田武夫が指定されたものである。

二、別表第二の三中

「三菱電機」を「三菱電機」に訂正

三、別表第三中

一、「東邦合成化工」を「東邦合成化学工業」に訂正

二、「南樺太炭鉱」を「南樺太炭鉱鉄道」に訂正

四、別表第四中

一、「東洋護謨加工」を「東洋護謨化学工業」に訂正

五、別表第五中

一、「富士系」を「三菱系」に訂正

大成株式会社を追加する。

官報修正書

（訂正いたしたい。）

戸籍法施行令第七号 財産同族又配偶者除法施行規則中左の通り

一、別表第一の四、中

安田善衛を安田武夫とする

理由、安田善衛は昭和二十年七月十一日死亡し同年八月十日付戸籍届出による毎日武夫が相続人たるものである

二、別表第二の二、中

「三菱電気」を「三菱電機」に訂正

三、別表第三、中

一、「東亜合成化工」を「東亜合成化学工業」に訂正

外務省

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

紙 白 面 裏

[illegible]

[illegible]

[illegible]

左記誤植と認められるから然るべく取計い願いたい。

記

昭和二十三年一月七日官報号外公布総理廳令第七号財閥同族支配力排除法施行規則別表第一の二中「岩崎嶺彌」は「岩崎隆彌」の、同四中「安田善九郎」は「安田善八郎」の誤

内閣

417

裏面白紙

正　誤

昭和二十三年一月七日官報（号外）公布総理庁令第七号財閥同族支配力排除法施行規則別表第一の四中「安田善巻」は「安田武夫」の、別表第二の二中「三菱電氣株式会社」は「三菱電機株式会社」の、別表第三の一中「東亜合成化工株式会社」は「東亜合成化学工業株式会社」の、同二中「第南樺太炭鉱株式会社」は「南樺太炭鉱鉄道株式会社」の、別表第四の一中「東洋醸蘇加工株式会社」は「東洋醸蘇化学工業株式会社」の、同四中「福岡銀行株式会社」は「福岡銀行」の、「日本貯蓄銀行株式会社」は「日本貯蓄銀行」の、「大阪共立銀行」の、「大阪共立銀行株式会社」は「大阪共立銀行」の、「四國銀行」の、「四國銀行株式会社」は「四國銀行」の、別記様式（一）の十一中「就任について」は「就任についての」のいずれも誤、なお同令別表第五の九の末尾に「三殖株式会社」及び「大成株式会社」を加える。

内閣総理大臣
総理庁事務官

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府

一月十五日

総理廳御中

印刷局官報課

謹植訂正原稿（同封）の中で、次のものは謹植の扱いさいてある。

北海船舶株式会社とあるは原稿の通り掲載した。謹植にあり

次特殊鋼とあるは原稿の字体不鮮から生じた誤りであるから謹植にあり

右にて御調査願ひたい。なお、同封掲載の書一の報告謹の分も同様

御申し添ふ

（官定規格B5一八二×二五七粍）

419

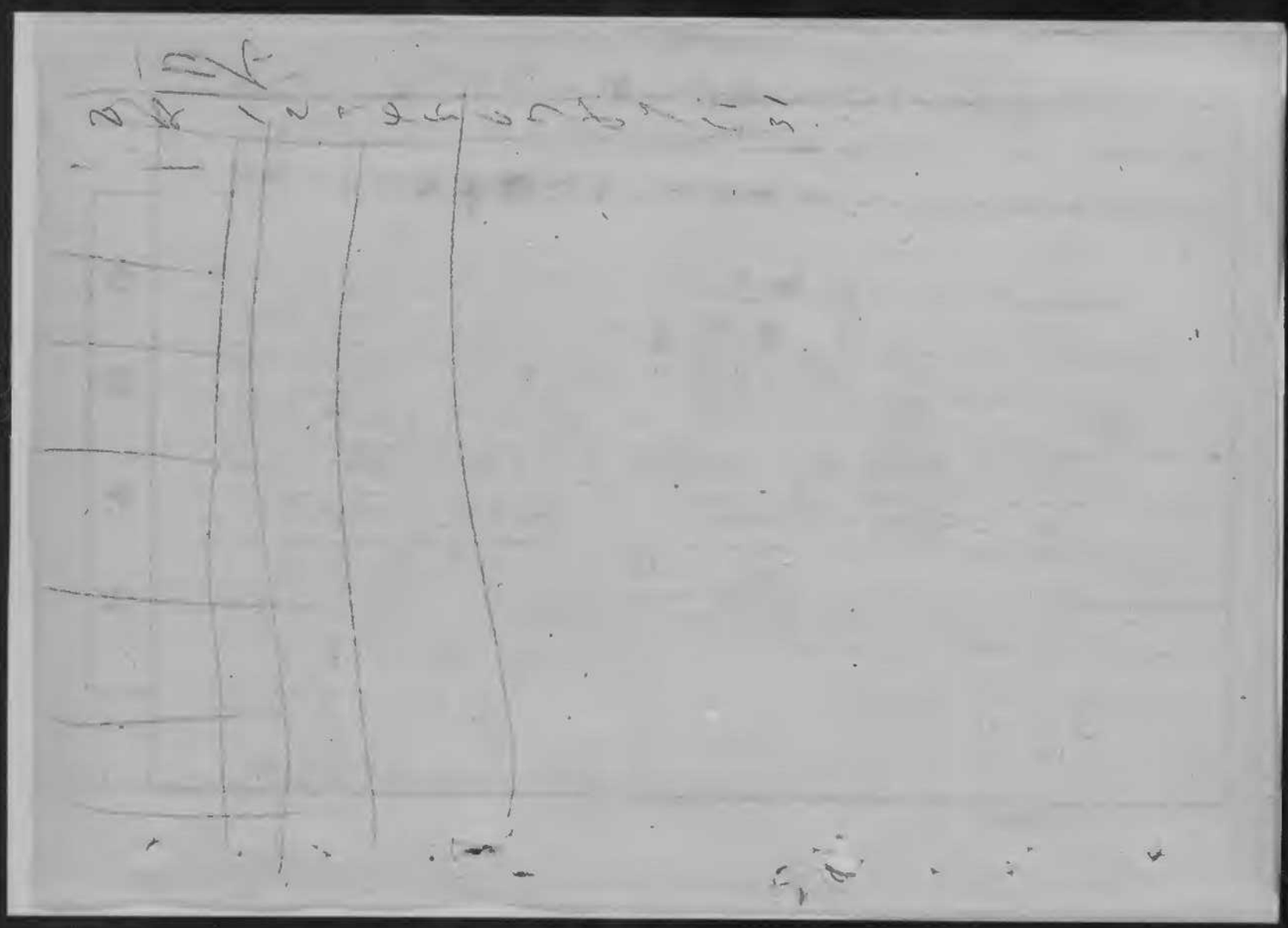

国立公文書館
National Archives of Japan

戦審第一五六号

昭和二十三年十月二十二日

戦犯関係役員審査委員会事務局長

総理廳官房総務課長殿

昭和二十三年総理廳令第七号別表の訂正に関する件

本件に関し別表第三、第四の会社格付指定中御手数ながら左記の通り御訂正願いたい。右は當時関係各方面の協力により蒐集した調査資料に基き早急に原案が作成せられた次第であるが、當時の基礎資料に誤りがあり従って格付指定にも誤りがあることを最近発見したものである。

記

昭和二十三年総理廳令第七号別表第三、一三井系中「株式会社昭和製作所」を「昭和飛行機工業株式会社」に、別表第四、五日産系中「満洲軽金属工業株式会社」を「満洲軽合金工業株式会社」に訂正する。

国立公文書館
National Archives of Japan